

(様式 A1)

## 地域連携ネットワークシステム「臨海ネット」運用規程

(目的)

第 1 条 臨海ネットは、地域の診療所や医療機関の医師が、患者の同意のもと、医師自身のインターネットができるパーソナルコンピュータ(以下、「パソコン」という。)等を利用して、当該患者の東京臨海病院(以下、「当院」という。)における電子カルテ情報を閲覧するためのシステムであり、当院と連携する地域の医師との間で診療情報の共有をより迅速化することを目的とする。

(利用資格)

第 2 条

- 1) 臨海ネットは、利用申請等の必要な手続きを行った医師(臨海ネットの利用医。以下、「利用医」という。)が利用できる。
- 2) 地域連携パスの運用等により管理者が必要と認めた場合には、地域、利用医に例外を認める場合がある。

(資格の停止)

第 3 条 利用医が退職や診療所の閉鎖などの理由により利用医の資格を喪失した場合、もしくは、本人の申し出により、臨海ネットの利用停止を申請した場合は、その利用資格が停止される。また、利用医が本規程に違反する行為を行った場合は、管理者により、システム利用資格を停止されることがある。

(臨海ネット利用に必要な環境)

第 4 条 臨海ネットを利用するために、利用医は以下の環境を整え、かつ維持しなければならない。

- 1) パソコンの設置:インターネットに接続できるパソコン(Windowsに限る)、タブレット型端末(iPadシリーズに限る)
- 2) Web 閲覧ソフトのインストール:パソコンは Microsoft Edge、iPadシリーズは Safari(その他のインターネットブラウザは不可)
- 3) セキュリティ対策:ウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが最新ファイルに更新されていること、OS ソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていること。
- 4) ファイル交換ソフトの使用禁止:ファイル交換ソフトは、ネットワークで接続していない他のパソコンを含め、本人・家族・従業員が使用できない環境に置かれていること。

(利用手続き)

第 5 条

- 1) 臨海ネットの利用を希望する医師は、利用医登録申請書/端末接続申請書(様式 A3)及び利用医誓約書(様式 A4)を当院の医療連携室へ届け出る。
- 2) 当院医療連携室は、利用医申請書及び利用医誓約書を確認、利用医登録を行った後、利用医としての ID とパスワードを付与する。
- 3) 当院医療連携室職員および事務管理課職員は、端末接続申請書を確認し、接続予定端末の環境等を把握した上で、接続先医療機関を訪問し、利用医が実際に操作する端末に接続作業を行う。また、訪問の際、システム接続のためのアカウント情報(VPN-ID、VPN-PASS、ログインID、パスワード等)を直接手渡す。訪問による作業、ID等の受け渡しが困難な場合は、接続マニュアル等書類を郵送し、接続確認までフォローを行う。

(利用医登録の削除について)

第 6 条

- 1) 利用医が退職・廃業・死亡などの理由により臨海ネットの利用医の削除をする場合は、利用医削除申請書(様式 A9)を当院医療連携室へ届け出る。
- 2) 利用医の削除申請手続きを行った医師が、再度臨海ネットの利用を希望する際には、新たに利用医登録申請書/端末接続申請書(様式 A3)及び利用医誓約書(様式 A4)を当院の医療連携室へ届け出る。

(臨海ネットの対象とする内容、および期間)

第 7 条 臨海ネットの対象とするカルテの内容、およびその期間等は以下のとおりとする。

- 1) 対象患者  
当該利用医から当院への紹介患者、あるいは当院から当該利用医への逆紹介患者であって、いずれも本人あるいは親族等から臨海ネットの利用に係る同意が得られている患者
- 2) 閲覧可能な内容
  - (1) 当院の電子カルテ上にある、前項に規定する患者の、患者カルテ・病歴・薬歴・検歴・医師の記載・医師のサマリをその対象とする。
  - (2) 公開されている所見などの情報はあくまでも参考にとどめるものとし、診断は各利用医の判断に委ねるものとする。
- 3) 閲覧可能な期間  
閲覧可能な期間は、原則、閲覧開始日から 1 年間とし、その後、閲覧継続・再開を希望する際には、新たに患者同意書(様式 A7)または登録患者継続・削除申請書(様式 A5)を当院の医療連携室へ届け出る。

(臨海ネットに関する患者の同意、およびその撤回)

#### 第 8 条

- 1) 患者の当院担当医、あるいは利用医は、臨海ネットについて患者説明書(様式 A6)を用いて患者に説明を行い、患者同意書(様式 A7)により臨海ネットの利用に係る同意を得なければならない。
- 2) 前条第3項にいう閲覧可能期間であっても、当該患者あるいはその親族等から、臨海ネットへの同意撤回届(様式 A8)をもって、閲覧停止の申し出があった場合は、直ちに閲覧停止の手続きがとられる。

(臨海ネットの利用開始設定)

第 9 条 特定の患者の当院担当医、あるいは利用医が当該患者につき、臨海ネットの利用を開始しようとする際は、次の手順による。

- 1) 利用の場合は、患者あるいはその親族等に対し、臨海ネットについて十分な説明を行い、患者同意書(様式 A7)に署名してもらわなければならない。
- 2) 利用医は、患者あるいはその親族等に対し、当該患者が当院に受診を予定している場合は当院受診日に診療情報提供書とともに、患者が署名した患者同意書(様式 A7)の原本を総合受付に提出するよう求める(提出された原本は、当院医療連携室で内容確認、保管される)。当院での治療が一旦終了した場合など、当該患者が当院に当面受診の予定がない場合は、利用医が署名した患者同意書(様式 A7)の原本を、当院医療連携室あてに郵送する。
- 3) 当院の担当医が臨海ネットの利用開始を設定しようとする場合は、当該患者のかかりつけ医が本規程第 5 条にある手続きを済ませた臨海ネットの利用医であることを確認のうえ、患者の意向を確認し、同意の意思がある場合は医療連携室に連絡する。
- 4) 当院の担当医より連絡を受けた医療連携室職員は、速やかに当該患者に臨海ネットについての十分な説明を行い、患者同意書(様式 A7)に署名してもらう。
- 5) 患者が署名した患者同意書(様式 A7)を受領した当院医療連携室は、速やかに当該患者についての本サービスの設定を行う。

※同意書への署名は患者本人の署名を原則とするが、病状等により本人による同意取得が困難な場合に限り、代理権限を有する親族等の代理人による代理取得を認める。

(情報セキュリティの確保・管理)

第 10 条 臨海ネットは、以下の方法によりセキュリティが確保・管理される。

- 1) 認証:VPN アカウントによる認証
- 2) トンネリング:IPSecVPNによるトンネリング
- 3) 暗号化:IPSecによる通信の暗号化
- 4) アクセス制御:ファイアウォールで不要な通信を遮断
- 5) DMZ:ファイアウォールによる隔離区域
- 6) セグメント分割:診療情報を非公開セグメントに設置
- 7) 利用パソコンまたは端末等の登録
- 8) 全利用医のアクセス履歴の記録と管理者による使用状況の監視

(個人情報保護関連ガイドライン等の遵守)

第 11 条

- 1) 臨海ネットは、以下のガイドライン等を遵守して利用されるものとする。
  - (1) 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス(令和 6 年 12 月 2 日改正)
  - (2) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」(令和 5 年 5 月)
- 2) 実際の利用にあたっては、利用医は以下の点についての管理責任を負うものとする。
  - (1) インターネットに接続するパソコン等は、利用申請時に登録したものに限定する。
  - (2) 使用パソコン等には起動パスワードを設定する。
  - (3) 使用パソコン等にはウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが常に最新ファイルに更新されていること。OS ソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていること。
  - (4) Winny 等のファイル交換ソフトがインストールされているパソコン等の端末およびネットワーク環境下では、絶対に使用しない。
  - (5) 利用医は、画面に表示された診療情報の印刷やパソコン等への保存を行わない。
  - (6) 関係者以外による覗き見の防止、パスワードの適切な管理など、パソコン等の使用環境には十分な配慮をする。
  - (7) 利用医は臨海ネットの利用にあたり、個人情報の漏えい等により個人の権利・利益が侵害されないよう、善良な管理者の注意をもって、本規程を遵守しなければならない。

(責任分界点)

第 12 条 利用医の故意、重過失、過失によって、個人情報に係る当該患者個人の権利・利益が侵害されたことが明白な場合には、当該利用医はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(管理運用体制)

第 13 条 臨海ネットは、当院事務管理課が管理し、当院医療連携室がその運用を行う。院外からのサービスに関する窓口は医療連携室とする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日より施行する。

(令和 4 年 6 月 16 日改訂)

(令和 7 年 1 月 15 日改訂)